

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における
第一種特定化学物質の取扱いについて

1. 第一種特定化学物質の特性

難分解性：自然的作用による化学的変化を生じにくい

高蓄積性：生物の体内に蓄積されやすい

長期毒性：継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある、又は高次捕食動物の生態・生育に支障を及ぼすおそれがある

2. 第一種特定化学物質(政令指定)

- (1) ポリ塩化ビフェニル
- (2) ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上のものに限る。)
- (3) ヘキサクロロベンゼン
- (4) アルドリン
- (5) ディルドリン
- (6) エンドリン
- (7) DDT
- (8) クロルデン類
- (9) ビス (トリブチルスズ) = オキシド
- (10) N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン
- (11) 2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール
- (12) トキサフェン
- (13) マイレックス
- (14) ジコホル
- (15) ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン
- (16) 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
- (17) ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 又はその塩
- (18) ペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) =フルオリド (別名PFOSF)
- (19) ペンタクロロベンゼン
- (20) r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 α -ヘキサクロロシクロヘキサン)
- (21) r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 β -ヘキサクロロシクロヘキサン)
- (22) r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)

- (23) デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6). 0 (3, 9). 0 (4, 8)]
デカン-5-オン (別名クロルデコン)
- (24) ヘキサブロモビフェニル
- (25) テトラブロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラブロモジフェニルエーテル)
- (26) ペンタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル)
- (27) ヘキサブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)
- (28) ヘプタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)

3. 第一種特定化学物質に対する規制措置

- (1) 製造・輸入の許可制 (法第6条～第12条)
経済産業大臣による許可
- (2) 政令で指定した製品の輸入禁止 (法第13条)
- (3) 特定の用途以外での使用禁止 (法第14条及び第15条)
使用の制限に関してストックホルム条約との整合化
- (4) 基準適合義務 (法第17条)
第一種特定化学物質等の取扱いに係る技術上の基準の遵守義務
- (5) 表示義務 (改正化審法第17条の2)
環境汚染防止のための措置等に関する表示義務